

令和3年度敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程で学ぶための実質負担額

令和3年5月10日

学費一覧(年額)

納入金	備考	金額	
入学金	初年度のみ	50,000	※ 入学金軽減制度参照
施設設備費	初年度のみ	34,000	
授業料	@27,000*12ヶ月分	324,000	※ 就学支援金・授業料減免制度参照
施設維持費	@2,000*12ヶ月分	24,000	
諸会費	PTA入会金¥500(初年度のみ) @1,000*12ヶ月分	12,500	
合計		444,500	

※卒業準備金が3年生時に8,000円

国の就学支援金制度・県の授業料減免制度

所得判定基準の計算式:市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

◎年収640万円未満程度の場合(計算式の算出額 175,500円未満)

国・県の補助金該当 **月額授業料27,000円が全額免除** ※千葉県外在住生徒は、国の補助金9,900円のみ免除となります。
年間補助金額 324,000円

初年度年間保護者実質負担額	120,500
2年目 年間保護者実質負担額	36,000
3年目 年間保護者実質負担額	44,000
合計	200,500

3年間の負担は約20万円となります!
負担額月平均 約 5,600円
※ 昨年度は67%の御家庭が該当していました。

◎年収640万円以上～750万円未満程度の場合(計算式の算出額175,500円以上～227,100円未満)

国・県の補助金該当 **月額授業料18,900円が免除** ※千葉県外在住生徒は、国の補助金9,900円のみ免除となります。
年間補助金額 226,800円

初年度年間保護者負担額	217,700
2年目 年間保護者負担額	133,200
3年目 年間保護者負担額	141,200
合計	492,100

授業料の3分の2(上限年額226,800円)が支援されます。
負担額月平均 約 13,700円 となります。

◎年収750万円以上～910万円未満程度の場合(計算式の算出額227,100円以上～304,200円未満)

国の補助金該当 **月額授業料9,900円が免除**
年間補助金額 118,800円

初年度年間保護者実質負担額	325,700
2年目 年間保護者実質負担額	241,200
3年目 年間保護者実質負担額	249,200
合計	816,100

負担額月平均 約 22,700円 となります。

◎年収910万円以上程度の場合(計算式の算出額304,200円以上)

国・県の補助金該当なし

その他の補助金制度

○入学金軽減制度(初年度のみ) 軽減額 50,000円(入学金の全額)

対象となる要件	①千葉県内に在住していること
	②次のいずれかに該当すること
	・生活保護を受給されている方
	・計算式の算出額51,300円未満(年収350万円未満程度の世帯)である方

○奨学のための給付金 支給額(非課税世帯の場合) 年額50,100円
(生活保護受給世帯の場合) 年額52,600円

対象となる要件	①保護者等が千葉県内に住所を有していること (県外から通学している場合は、保護者等の住所がある県から直接支給されます。)
	②平成26年4月1日以降に入学し、かつ、就学支援金受給資格を有していること
	③生活保護受給世帯又は、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯

- 【備考】
- ・ 年収の目安は、世帯人数・年齢及び働いている人の人数等で対象となる年収が変わります。受給資格の確認は、年収ではなく、「計算式の算出額(算定基準額)」で行います。
 - ・ 申請をしなければ支援は受けられません。申請が認められた方に限り、年度末にご指定の口座に返金致します。
 - ・ 県の補助金制度「授業料減免制度」は通信制の課程の場合、県外在住生徒は該当なりません。
 - ・ 学費等は、令和3年度の実績です。変更する場合があります。

- 【参考】各市町村に次のような教育支援資金貸付制度もあります。詳しくは、お住いの社会福祉協議会にお問合せください。
- ① 教育支援費・・・高校、専門学校、短大、大学で就学するために必要な授業料等の費用
 - ② 就学支度費・・・高校、専門画工、短大、大学に入学するために必要な入学金、制服・教材購入のための費用